

報道関係者 各位

令和4年11月7日発表  
 【照会先】  
 労働基準部 監督課 賃金室  
 室長 鈴木 裕充  
 室長補佐 井上 宏子  
 (代表電話)092 (411) 4578  
 (直通電話)092 (411) 4551

## 福岡県の4産業の特定最低賃金を改定します。 ~ 効力発生日は令和4年12月10日 ~

福岡労働局（局長 <sup>あだち</sup>安達 <sup>さかえ</sup>栄）は、12月10日(土)から、下表の通り4産業の特定最低賃金を改定します。

この特定最低賃金は、関係労使が福岡県最低賃金よりも高い金額水準の最低賃金を定めることが必要と認める産業に適用されるものです。

今後、福岡労働局では、福岡県特定最低賃金が遵守されるよう、経営者団体、労働組合、県市町村などを通じ周知広報に努めます。

### 福岡県の特定最低賃金

最低賃金名	時間額	引上額(率)	効力発生日
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	1,010円	30円 (3.06%)	令和4年 12月10日
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	977円	30円 (3.17%)	
福岡県自動車(新車)小売業最低賃金	987円	28円 (2.92%)	
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金	987円	30円 (3.13%)	
福岡県最低賃金	900円	30円 (3.45%)	令和4年 10月8日

(引上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入)